

一般社団法人東北観光推進機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人東北観光推進機構と称する。英文名称を Tohoku Tourism Promotion Organization とする。

(目的)

第2条 当法人は、東北6県及び新潟県（以下「東北7県」という。）における、広域連携による観光産業振興と地域経済の発展への寄与を目的とし、次の事業を行う。

- (1) 海外からの観光客等を誘致するための事業
- (2) 国内観光客及び教育旅行を誘致するための事業
- (3) 東北の認知度向上及び観光客の満足度向上のための事業
- (4) 広域観光戦略の策定と推進体制づくりのための事業
- (5) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を仙台市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関)

第5条 当法人は、当法人の機関として、総会及び理事以外に、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(資格)

第6条 当法人は正会員及び賛助会員をもって構成する。

2 正会員は当法人の目的に賛同して入会した地方公共団体、企業及び団体とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）

第11条第1項第5号等に規定する社員とする。

3 賛助会員は、当法人の指定する正会員旅行会社の契約施設機関協力会に加盟する企業及び団体とする。なお、賛助会員は総会での議決権を持たない。

(会員資格の取得)

第 7 条 当法人の成立後、正会員となるには、別に定める所定の様式による申込みを行い、理事会の承認を得なければならない。

(経費等の負担)

第 8 条 正会員又は賛助会員は、別途総会で定める規程による金額の会費又は負担金を納めなければならない。本条の会費又は負担金は、正会員については、一般法人法第 27 条に規定する経費とする。

2 正会員がその資格を喪失したときは、未納の会費又は負担金は徴収され、既納の会費その他の拠出金は返還しない。

(会員名簿)

第 9 条 当法人は、正会員の名称及び住所を記載した「会員名簿」を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。「会員名簿」をもって、一般法人法第 31 条に規定する社員名簿とする。

2 当法人の正会員に対する通知又は催告は、「会員名簿」に記載された住所又は正会員が当法人に通知した居所に宛て行うものとする。

(退 会)

第 10 条 正会員は、次に掲げる事由によって退会する。

(1) 当該正会員からの申し出。ただし、退会の申し出は、1 か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

(2) 当該正会員が解散したとき

(3) 正会員全員の同意

(4) 除名

2 正会員の除名は、正当な事由があるときに限り、総会の決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第 30 条及び 49 条第 2 項第 1 号の定めるところによるものとする。

第 3 章 社 員 総 会

(種別及び構成)

第 11 条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会とし、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(開催及び招集)

第 12 条 当法人の通常総会は毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内にこれを開催し、臨時総会は、必要に応じて招集する。

2 総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決定に基づき会長がこれを招集する。会長に事故又は支障があるときは、副会長がこれを招集する。

3 総会を招集する場合には、開催日より2週間前までに、正会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第13条 総会は、正会員全員の同意がある時は、招集手続を経ずに開催することができる。

(権 限)

第14条 総会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定める事項

(議 長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故又は支障があるときは、副会長がこれに当たるものとする。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第17条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定める事項

(総会の決議の省略)

第18条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は正会員から提案があった場合において、その提案に正会員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理又は書面による行使)

第 19 条 正会員は、当法人の正会員を代理人として、議決権の行使を委任することができる。この場合には、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を当法人へ提出しなければならない。

- 2 正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使することができる。この場合には、議決権行使書面に必要な事項を記載し、当法人に提出して行う。
- 3 前 2 項の場合における、第 17 条の規定の適用については出席したものとみなす。

(総会議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10 年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 議事録には、議長のほか、出席した正会員のうちから、総会において選任された議事録署名人 2 名以上が署名、若しくは記名押印しなければならない。

第 4 章 役 員

(役 員)

第 21 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 30 名以内
- (2) 監事 4 名以内

(役員を選任)

第 22 条 当法人の役員は、当法人の正会員たる法人又は団体に所属する者の中から選任する。ただし、必要があるときは、上記に該当しない者の中から選任することができる。

- 2 当法人の各理事につき、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数に占める割合が、3分の1を超えてはならない。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(代表理事等)

第 23 条 理事のうちから、会長 1 名、副会長 5 名以内、専務理事 1 名を置く。会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により選任する。

- 2 当法人における会長は、一般法人法第 77 条に規定する代表理事とし、当法人を代表し、その業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 4 専務理事は、一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とし、当法人の業務を執行する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の業務執行の状況を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

3 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第26条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 転出その他の事情により役員が任期途中で退任した場合、補欠の役員を総会の決議で選任することができる。

3 補欠又は増員により選任された役員は、前任者又はその他の現任者の残任期間とする。

4 理事又は監事について、第21条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上かつ、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、行わなければならない。

(報酬等)

第28条 役員は無報酬とする。但し、常勤の理事については、別途総会にて定める役員報酬規程に従い、報酬及び退職金を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合は、総会の決議を経て、別に定めることができる。

(責任の免除)

第29条 当法人は、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長がこれを招集し、開催日の1週間前までに各理事及び各監事に対して、招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合はこれを短縮することができる。

- 2 会長に事故又は支障があるときは、副会長がこれを招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故又は支障があるときは、副会長がこれに当たるものとする。

(決議)

第34条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その出席理事の過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第36条 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第37条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した会長（会長に事故又は支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計 算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第39条 当法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第40条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細資料

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増益計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を得なければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(剰余金の不分配)

第41条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解 散)

第43条 当法人は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他、一般法人法第148条で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人、又は国、若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第8章 推進本部 等

(推進本部の設置)

第45条 当法人の事務処理及び事業遂行のため、推進本部を設置する。

- 2 推進本部には、推進本部長及び所要の職員を置く。
- 3 推進本部長及びその他職員は、会長が任命する。
- 4 推進本部の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(顧問)

第46条 当法人に、顧問を置く。

- 2 顧問の選任、委嘱については、理事会において別に定める。
- 3 顧問の職務に関して必要な事項は、理事会において別に定める。
- 4 顧問は、総会、理事会及び役員に付与された権限を制約することはできない。

(委員会)

第47条 当法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査、研究を行い、又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(会議等の開催)

第48条 当法人の事業を機動的に推進するために、必要により会議を開催し意見調整を行う。

- 2 会議の運営に関し必要な事項は、推進本部長が別に定める。